

日医発第 546 号（生教）
令和 6 年 6 月 17 日

都道府県医師会
担 当 理 事 殿

公益社団法人 日本医師会
常 任 理 事 釜 菡 敏
(公印省略)

「日本専門医機構認定共通講習」実施要綱にかかる Q & A の送付について

本年度の「日本専門医機構認定共通講習」（以下、「共通講習」という。）の申請につきましては、令和 5 年 12 月 20 日付日医発第 1652 号にて、ご案内しているところです。

今般、上記文書の添付資料である「日本専門医機構認定共通講習」実施要綱について頂戴した照会を別添 Q & A に取り纏めましたので、ご連絡申し上げます。申請時のご参考としていただければ、幸いです。

今後も医師会主催の講習が共通講習として機構による承認を受けられるよう、引き続き、ご協力賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

< 添付資料 >

1. 「日本専門医機構認定共通講習」実施要綱にかかる Q & A（2024. 6. 17）

2024.6.17

「日本専門医機構認定共通講習」実施要綱にかかるQ&A

5.主催

Q. 共通講習として申請可能な講習は「都道府県医師会が主催する講習」「郡市区医師会が主催し、当該郡市区医師会が所在する都道府県医師会が認めた講習」のみという理解で良いか。

A. その通り。ただし、医師会が主催する講習会に営利団体(株式会社、有限会社、合同会社等)、各学会関係(学会学術集会内の講習等)の団体が共催として参加する講習は審査対象外とする。

なお、共催は「共通講習申請の手引き 参考:機構認定共通講習における主催、共催、協賛、後援の定義の設定」の定義に則った内容でなければならない。

8.構成等

Q. 過去に開催された講演(開催前に専門医共通講習としての承認を受けていない)を記録した動画がある。この講習を上映する講習会を「伝達講習」として開催することはできるか。

A. 開催することはできない。共通講習とはライブ形式であることが前提であり、「開催前に共通講習として承認されたライブ形式の講演」を記録した動画を用いた場合のみ、「伝達講習」として開催できる。

Q.伝達講習を開催する場合も、開催日の1年前から開催3か月前までに申請する必要があるのか。

A.伝達講習の場合は、開催1か月前まで【厳守】の申請で差支えない。(元となる講習会が既に承認されているため)

12. 申請方法

Q.「12. (1)注意事項 注:4」において、仮題での申請は認められているが、確定演題はいつ報告すれば良いか。また、仮題からの確定演題の変更はどの程度、認めらるのか。

A. 正式演題確定後は速やかに報告すること。また、開催3か月前に確定演題をもって申請することが大前提であることから、仮題での申請が避けられない場合も「てにをは」の変更程度に留まる、具体的な企画をもって申請をすること。

「てにをは」の変更以上の場合であっても、修正内容によっては認められる場合があるので、その場合は速やかに本会へ相談すること。ただし、この場合、承認を約束するものではないので留意すること。

17.出席管理

Q. 主催者は、出席管理(受講確認)を適切・確実な方法で行う必要があるとの記載があるが、記載のないweb 講習会、ハイブリット開催(会場+web 受講)についても、出席管理も同様の扱いが必要か。

A.必要である。開催形式(単一会場・座学のみ、複数会場(複数個所での同時中継)、web 配信のみ、ハイブリット開催(会場+web 配信)に関わらず、共通講習として申請可能な講習は、出席管理(受講確認)が行われることが前提である。